

令和8年度浦添市RPAシナリオ作成業務委託契約書（案）

「契約の要項」

- 1 契約期間 契約締結日から令和8年11月30日までとする。
- 2 契約金額 本契約書第2条のとおり
- 3 契約履行場所 浦添市庁舎及び市の管理に属する施設
- 4 契約保証金 浦添市契約規則第6条による

浦添市長 松本哲治（以下、「甲」という。）と*****（以下「乙」という。）とは、本書の内容によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自がその1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市長 松本 哲治

乙 *****

第一部 一般条項

（完全合意）

- 第1条 本契約は、締結日現在における甲、乙両者の合意を規定したものであり、本契約締結前に甲、乙間でなされた協議内容若しくは合意事項又は一方当事者から相手方に提供された各種資料若しくは申し入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとする。
- 2 本契約に記載されている内容は、甲乙間における本契約に関する合意内容の全てであり甲及び乙は互いに本契約及び本契約に基づき取引する本製品等に関し、本契約に記載されている内容以上の義務および責任を負担しないものとする。

（契約金額）

- 第2条 本業務委託に係る委託料は、総額***,***円（うち消費税及び地方消費税相当額**,***円）とする。
- 2 消費税及び地方消費税相当額は支払時点において算出し、その算定に関して1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとする。
- 3 第1項に記載された消費税及び地方消費税相当額は、本契約の締結時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により消費税及び地方消費税相当額の算定方法に変更が生じた場合は、当該金額は変更されるものとする。

（契約の範囲）

- 第3条 乙は、甲の委託により別紙仕様書に基づく業務を行う。

（作業報告及び検収）

- 第4条 乙は、前条に規定する作業終了後直ちに、作業内容を記載した業務報告書を甲の担当者に提出し、甲の担当者は業務報告書の内容を確認のうえ、これに署名することとする。
- 2 甲は、前項による報告を受けた後10日以内に完了検査を行い、合致することを確認したうえで、乙に通知することとする。
- 3 検査合格書が通知されない場合であっても、第1項による報告を行った後14日以内に甲から書面による異議申立がない場合は、当該期間満了をもって検査に合格したこととする。
- 4 前2項による検査合格をもって、甲の検収は完了とする。

（委託料の支払）

- 第5条 乙は、前条の検査に合格したときは、第2条に定める委託料を書面にて一括して請求するものとし、甲は、その請求が適正であると認めるときは、請求書を受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

(秘密保持義務)

第6条 本契約において、秘密情報とは次の各号に示すものをいう。

- (1) 秘密である旨明示して書面で開示された相手方固有の業務上、技術上又は販売上の情報
- (2) 秘密である旨明示して口頭若しくはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上又は販売上の情報であって、開示後10日以内に相手方に書面で秘密である旨明示された情報
- (3) 本契約の内容及び本契約に基づき作成される文書図画その他の一切の情報
- (4) 甲の管理に属するシステム又はネットワークの詳細及び第三者の知的財産権に属する情報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとする。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの又は開示後秘密情報を受領した当事者(以下「受領者」という)の責によらずして公知となったもの
- (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
- (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの

3 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約に関連して知り得た秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

4 前項にかかわらず、甲及び乙は、裁判所の命令その他法令により第三者への開示又は提供を強制されたときは、可能な範囲内で最大限に秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求したうえで、秘密情報を当該第三者に開示又は提供することができる。

5 乙は、再委託先に対して、本条規定の秘密保持義務と同様の秘密保持義務を課し、かつ甲の書面による事前の承認を得たうえで、第1項に規定する甲の秘密情報を開示又は、提供することができるものとする。

6 第1条第1項の規定にかかわらず、本契約に関連して別途甲乙間で秘密保持に関する契約等を締結しているとき又は締結するときは、当該契約等の規定と本契約が異なる範囲において当該契約等の規定が本契約に優先して適用されるものとする。

7 乙は、契約期間終了後速やかに、本契約に基づいて受領した甲の秘密情報に関する資料を甲に返却するものとする。

8 本条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

(個人情報取扱義務)

第7条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、浦添市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第20号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うものとする。

- 2 乙は、業務の実施により知ることのできた個人情報を第三者（業務の実施に当たって知る必要のある自己の役職員を除く。以下同じ。）に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 3 乙は、本業務を行うために個人情報の収集をするときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。
- 4 乙は、本業務に関して知ることのできた個人情報を、本契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて利用してはならない。
- 5 乙は、本業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損失の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 乙は、本業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、本契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて複写及び複製をしてはならない。
- 7 乙は、本業務を処理するために甲から引き渡された個人情報（乙が自ら収集した個人情報を除く。）が記録された資料を本業務完了後において、速やかに破棄し、文書により甲に報告するものとする。
- 8 乙は、本業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は本契約の目的以外の目的に使用してはならないこと等の、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 9 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 10 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に損害賠償の請求をすることができる。
 - (1) この契約による事務を処理するために乙が取り扱う個人情報について、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認められるとき。

（変更契約）

第8条 甲及び乙は、本契約記載の事項につき変更する事由が生じた場合は、速やかに変更契約を締結しなければならない。

（遅延賠償金）

第9条 甲又は乙が、本契約により生ずる金銭債務（手形債務を含む）の弁済を怠った場合は相手方に対し支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第265号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延賠償金として徴収する。

- 2 乙の責に帰すべき事由により、決定された期限内に第4条に規定する検収を完了することができないとき（第10条により契約を解除した場合を除く。）は、甲は乙より遅延賠償金を徴したうえで、履行期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延賠償金は、延長日数に応じて、第1項の規定する額とする。

（契約の解除）

第10条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方に相当期間を定めて催告を行い、なお相当期間内に是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。ただし第4号から第8号に該当する場合は催告を要さないものとする。

- （1） 乙の技術的能力から、本件業務を実施する見込みがないと甲が認めたとき。
 - （2） 甲乙又はその代理人若しくは使用人において、契約の締結若しくは履行にあたり不正な行為をしたとき。
 - （3） 乙又はその代理人若しくは使用人において、正当な理由なく甲の監督若しくは検査の実施にあたり指示に従わないとき又はその職務執行を妨害したとき。
 - （4） 乙の株主若しくは役員の変更又は主要な使用人の退職により、この契約の履行が従前と比して著しく困難になったとき。
 - （5） 手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - （6） 乙が銀行取引停止処分又は差押、仮差押、仮処分若しくは競売その他の強制執行若しくは、租税滞納処分を受けたとき。
 - （7） 乙において破産、特定調停手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始その他、これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき又は清算に入ったとき。
 - （8） 乙が解散しようとし、若しくは営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとし、若しくは転廃業しようとしたとき又は監督官公庁から営業の取消若しくは停止等の処分を受けたとき。
 - （9） 前各号のほか、本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。
- 2 甲又は乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。
 - 3 甲又は乙の事情により一方が契約の解除を申し出たときは、その日から14日以内に甲及び乙による協議を行うこととする。この場合において、解除の期日その他の条件については、当該協議の場において決定することとし、その内容については甲乙それぞれが記名押印した書面を交換することで確認することとする。

（契約不適合責任）

第11条 第4条による甲の検収完了後、作業結果（結果物）に論理的誤り、仕様書等との不一致等、契約に適合しない内容（以下本条において「不適合」という。）が客観的に認められ、不適合について甲からの通知があった場合、甲は乙に対して当該不適合の修補等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完

を行うものとする。但し、乙は、甲に不相当な負担とならない限りにおいて、乙の裁量により追完方法を選択することができるものとする。

2 甲は、作業結果（結果物）に不適合があった場合には、乙に対し当該不適合の程度に応じて本件業務に係る契約代金の減額を請求することができるものとする。但し、この場合は、甲が相当の期間を定めて第1項に規定する追完の催告をし、その期間内に乙が正当な理由なく第1項の規定に従った追完を行わない場合ないし催告をしても履行の追完を受ける見込みがない場合に限られるものとする。

3 乙の責に帰すべき事由による不適合に起因して甲に損害を与えた場合には、甲及び乙による損害額等についての協議のうえ、乙は損害発生の直接原因となった本件業務に対する以下の契約代金相当額を限度として賠償責任を負うものとする。但し乙は、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。

（1）損害発生時において契約期間が満了しているときは、当該契約における契約期間中の契約代金の額

（2）損害発生時において契約期間が満了していないときは、当該契約において確定済みの契約代金の1か月分に作業期間を乗じた金額

4 本条により乙が不適合に係る追完等の担保責任を負うのは、甲が不適合があることを知ったときから1年以内に甲から通知がなされた場合に限るものとする。

（不可抗力による損害）

第12条 甲は、不可抗力によって生じた損害について、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認めるときは、損害額を認定し、その一部を負担することができる。

（第三者に及ぼした損害）

第13条 この契約の履行につき第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責及び負担については、甲乙協議して決定することとする。

（管轄裁判所）

第14条 本契約に関する訴訟については、那覇地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（誠実協議）

第15条 本契約に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

（担当者の守秘義務）

第16条 本契約に基づき業務を行う乙の担当者は、本契約に基づき取り扱う一切の情報について内容の如何を問わず他人に漏洩してはならない。甲又は甲の代理人若しくは使用人より聴取した事項その他甲の管理に属する施設内において自らの意思にかかわらず知り得た情報のうち、秘密情報である旨を告知されたものについても同様とする。

2 前項の規定については、当該担当者の退職後も永久にその義務が存するものとする。

- 3 乙は、前2項の内容を自らの使用人に周知徹底させるため、最大限の注意を払い、教育を施すなどの対策を講じなければならない。

(再委託)

第17条 乙は、本契約に基づく受注業務の全部又は一部の作業について再委託してはならない。ただし、甲乙間の協議を経たうえで、甲の書面による事前の承認を得たときは乙の責任において第三者に再委託できることとする。

- 2 前項に基づき乙が再委託した場合において、再委託先の選任及び監督並びに再委託先の実施した作業の結果については、当該再委託先が、甲の指定に基づくものであるときを除き一切の責任を乙が負うこととし、甲に影響を与えてはならない。
- 3 再委託を行うにあたっては、秘密保持義務その他の乙の義務について、乙は、再委託先に対しても遵守させる責任を負うものとする。この場合において、第16条第2項の規定は再委託先についても適用されるものとする。